

受領委任申出 申請書類について

1. 受領委任申し出の全ての場合に「確約書」と「療養費の受領委任の取扱いに係る申出（施術所の申出）」が必要。施術管理者が免許毎に居る場合は、全員が提出します。

イ) 確約書（様式第1号）

ロ) 療養費の受領委任の取扱いに係る申出（施術所の申出）（様式第2号）

※ 目が不自由等の理由により施術管理者が記載困難な場合、備考欄に代理記入の理由及び代理記入者の氏名を記載し代理記入可能です。

※ 出張専門施術者は自らを施術管理者として申し出ると共に、待機する一つの拠点（出発の起点であり、自宅の住所）が施術所と見なされます。

2. 開設者と施術管理者が異なる場合は、併せて「施術管理者選任等証明」が必要です。

イ) （開設者が個人の場合）様式第1号の2

ロ) （開設者が法人等の場合）様式第1号の3

3. 施術管理者以外に施術者がいる場合は、併せて「療養費の受領委任の取扱いに係る申出（同意書）」が必要です。

イ) 様式第2号の2

4. 例外的に複数の施術所の施術管理者となる場合に「勤務形態確認票」を提出します。

※ 施術管理者が他の施術所の施術管理者（出張専門施術者の場合を含む）である場合、又は施術管理者（出張専門施術者）が他の施術所の施術管理者である場合もしくは他の施術所で勤務している場合に提出が必要です。

※ 各施術所における施術時間の重複は不可。

イ) 様式第2号の3

5. その他の添付書類は、下記のとおりです。

イ) 施術所開設届又は変更届の写し

※ 保健所への届出事項（開設者の氏名及び住所、施術所の名称及び場所、業務の種類、業務に従事する施術者の氏名）の変更が必要な場合は、保健所へ変更の届出を行った上で、当該施術所変更届の写しを添付してください。

ロ) 免許証の写し（勤務する施術者を含む）

※ 免許の発行申請中である場合、登録済証明書でも差し支えありません。

※ 厚生労働大臣免許保有証の写しでも差し支えありません。

※ 本籍地、名字の変更有る場合は東洋療法研修試験財団で再発行する。

ハ) 住民票（施術管理者が出張専門施術者の場合）

<施術管理者について>

○施術管理者とは、定められた手続きで届出を行い、承諾を受けて、療養費の請求事務を行う施術者を言います。

○施術所の開設者を受領委任の施術管理者とします。

(ただし、開設者が施術者でない場合、開設者である施術者が施術所で施術を行わない場合、または、開設者である施術者が既に他の施術所で施術管理者の申出を行っている場合は、当該施術所に勤務する施術者の中から開設者が選任した者を施術管理者とします)

○受領委任の申出を行えるのは、自らが保有している免許に係る施術についてのみです。(例 はり師・きゅう師の免許のみの施術者は、あん摩マッサージ指圧についての申出は出来ません。)

○1つの施術所で、はり、きゅう またはあん摩マッサージ指圧の施術について、それぞれの免許毎に施術管理者を置くことは可能です。その場合、1つの免許(例えば、はり師免許)に複数の施術管理者を置くことはできません。施術所に複数の施術管理者を置く場合は、各施術管理者が取り扱う施術について受領委任の申出を行います。

(例 開設者が、はり師・きゅう師のみの免許を持ち、従業員があん摩マッサージ指圧師の免許を持っている場合、はり・きゅうについては開設者が、マッサージについては従業員が受領委任の申出を行い、施術管理者となります。)

○施術管理者は、同一人が複数の施術所の施術管理者となることは原則として認められません。

<指導・監査・罰則について>

○受領委任契約では、開設者、施術管理者、勤務する施術者に国や都道府県が必要に応じて指導又は監査を行います。

○開設者は、施術管理者及び勤務する施術者を適切に監督する義務を負うとともに、これらの者と同等の責任を負うものとされています。

○複数の施術管理者を配置する施術所について受領委任の取扱いを中止(中止相当を含む)となる場合、当該施術所のはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧すべての施術について受領委任の取扱いが中止となります。(マッサージの施術管理者が不祥事を起こした場合でも、はり・きゅうの施術管理者にも同等の責任が課せられます。)